

# 青森県報

号外第九十五号

平成二十年  
十二月十日  
(水曜日)

## 目 次

### 訓 令

- 物品購入調査室設置規程…………… (人事課) …… 一
- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 二

## 訓 令

青森県訓令甲第三十一号

物品購入調査室設置規程を次のように定める。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 物品購入調査室設置規程

#### (設置)

第一条 出納局に物品購入調査室(以下「調査室」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二条 調査室は、次の事務を所掌する。

- 一 県費単独事業費による消耗品の購入に係る予算の執行に係る調査に関すること。

二 前号の調査の結果に基づく予算の執行の適正化のために必要な改善措置に関すること。

三 その他特に知事の命じた予算の執行の適正化に係る事項に関すること。  
(調査室の職等)

第三条 調査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、調査室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 調査室に必要な総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、調査室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、調査室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、調査室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、調査室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受け、調査室の事務に従事する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

#### (青森県事務専決代決規程の一部改正)

2 青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「及びITER支援室長」を「ITER支援室長及び物品購入調査室長」に改める。

#### (青森県文書取扱規程の一部改正)

3 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

主任 副主任 主任 主任 主任

を

物品購入調査室	出納課	出納班	物品課
---------	-----	-----	-----

に改める。

青森県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表出納部の部中

出納班	出納課長
-----	------

を

出納班	出納課長	物品購入調査班	物品購入調査室長
-----	------	---------	----------

に改める。

第三条に次のように加える。

物品購入調査班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭